

● 利用者が行う手続き等

項目	連携されるための条件	利用者向けFAQ
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ e-Taxとマイナポータルを連携（初回のみ） ➢ e-Taxマイページで、情報取得の希望を登録し、マイナンバー等を提供（初回のみ） 	2 利用者向け(3)
作成・提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成 ➢ マイナンバーカードを利用して、e-Taxで申告 	1 共通 問2
自動入力項目	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「給与所得の源泉徴収票」のうち、申告される方（「支払を受ける者」）の住所、氏名、マイナンバーや控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び支払者のマイナンバー又は法人番号などを除く情報が連携の対象となり、連携された情報のうち、確定申告に必要な項目が自動入力の対象となる。 	2 利用者向け(4)

● 事業者が提出する給与所得の源泉徴収票

項目	連携されるための条件	事業者向けFAQ
提出範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務署への提出義務は、原則、年間支払金額が500万円超の者 ➢ 提出範囲に含まれないものでも、オンライン提出されていれば自動入力の対象となる。 	2 事業者向け (1)
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オンライン（e-Tax、認定クラウド等、地方税ポータルシステム（eLTAX）の「電子的提出一元化機能」）により提出されることが必要 	2 事業者向け (2)
入力項目	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等について正しく入力されているもの 	2 事業者向け (3)

- 令和6年2月からは、まずは上記の方法で事業者から提出された給与所得の源泉徴収票のみが連携の対象となります。
- 令和9年2月以降は地方公共団体にオンラインで提出された給与支払報告書のデータが連携されることとなります。